

2016年1月28日

高浜原発 3号機の起動中止を求める緊急申入れ

日本共産党京都府委員会委員長 渡辺 和 俊

日本共産党府会議員団団長 前 窪 義由紀

貴社が「高浜原発3号機の原子炉を29日夕方に起動し、再稼働させる」ことが、1月25日夕の報道で明らかにされています。私たちは、それを暴挙として強く糾弾し、その中止を求めるものです。

私たちは昨年12月22日、貴社に「高浜原発3.4号機の再稼働中止」を求めましたが、原発の安全性と過酷事故に関わる問題は、当時と全く変わっていません。

福島第一原発の事故は、ひとたび過酷事故が起きれば、多くの人々の命と暮らし、生き続けていく土台である故郷に、甚大で取り返しのつかない被害をもたらすことを明らかにしました。貴社は、原子力規制委員会による「新規制基準への適合」を再稼働のお墨付きとしていますが、それは原子力規制委員長でさえ「安全だということは申し上げない」と発言しているように、起こりうる大事故に対して「緩やかにすぎ、これに適合しても原発の安全性は確保されない」ものです。

今、全国の原発で大きな問題となっている「ケーブルの分離敷設」問題は、その新規制基準でさえ目こぼしが横行している事態を露わにしました。柏崎刈羽原発の中央制御室床下で発見されたケーブルの不正な敷設問題（安全系と非安全系ケーブルを分けて敷設しなくてはならないのに、それが出来ていなかった）で、規制委員会は全ての事業者にケーブルの敷設状況の調査と報告を求めましたが、現在稼働された川内原発と稼働間際の高浜3.4号機はその調査・報告から除外されています。こうした事態の積み重ねが、あの大事故を引き起こしています。

貴社の原発事故は、私たちの暮らしと故郷のすべてを奪う危険性をはらんでいます。舞鶴市は一部が5キロ圏に入り、高浜・大飯原発から30キロ圏には13万人の府民が暮らしています。京都市民も大半が60キロ圏で暮らしを営んでいます。放射能の被害は県境や自治体で分けられるものではありません。避難計画は全く現実的ではありません。琵琶湖の汚染は、京都市民はもちろん関西の人々に甚大な、いのちに関わる被害を与えます。貴社に、千二百年余の京都の歴史と暮らしを踏みにじる資格はありません。

関西電力京都支店で毎週金曜日に行われるアピール行動で、市民の皆さんが「関西電力、事故が起きて責任とれない。責任とれない原発動かすな」と訴えています。真摯にその声を聞くべきです。一企業の営利のために、人々の営み、京都の歴史をつぶしてはなりません。

事故は必ず起こります。その過酷事故を引き起こさないため、私たちは以下の点を貴社に求めます。

- 1、高浜原発3号機の起動中止、4号機の再稼働を中止すること
- 2、使用済み核燃料中間貯蔵施設建設の方針を撤回すること
- 3、ケーブルの分離敷設問題について、関西電力が自ら調査し、その調査報告書を公表すること

以上